

平成23年 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

平成23年10月20日
堺市人事委員会

本年の報告・勧告のポイント

月例給の引き上げ、期末手当・勤勉手当については据え置き

平均年間給与は、プラス約1.6万円(行政職)

月例給については、職員給与が民間給与を989円(0.25%)下回っていることから、この較差を解消するため、標準的な昇任や昇格に対応する号給に重点的に配分しながら引き上げ改定
期末手当・勤勉手当(ボーナス)については、民間の支給割合とおおむね均衡しており、改定なし(現行3.95月分)

1 人事委員会が行う職員の給与等に関する報告及び勧告

労働基本権の一部を制約されている職員の勤務条件を、社会一般の情勢に適応した適正なものとして確保するため、地方公務員法の規定に基づき、中立・公正な第三者機関の立場で行うもの

2 本市職員と民間従業員との給与比較等

(1) 給与等の調査

本年4月現在の本市職員及び本市内に所在する民間事業所の従業員の給与等について実態調査を行った。民間従業員については、本年6月から8月(東日本大震災のため、例年より2か月程度遅れて実施)にかけて、企業全体の従業員数が50人以上、かつ、事業所の従業員数が50人以上である231事業所を母集団として、そのうちの83事業所を無作為に抽出して調査を行った。

(調査完了事業所74事業所、調査完了率89.2%)

(2) 比較の結果

月例給(本市職員と民間従業員の本年4月分の給与をラスパイレ方式により、責任の度合い、年齢、学歴の条件が同等と認められるもの同士で比較)

民間従業員給与(A)	本市職員給与(B)	公民較差 (A-B=C) (C/B×100)
396,561円	395,572円	989円 (0.25%)

(注)本市職員の平均年齢42.9歳、平均経験年数19.5年(行政職給料表適用者(新規学卒採用者を除く))

特別給 ボーナス(本市における期末手当・勤勉手当の年間支給月数と、民間事業所において昨年8月から本年7月までの1年間に支給された特別給の支給割合を比較)

民間支給割合(A)	本市支給月数(B)	月数差(A-B)
3.97月分	3.95月分	0.02月

3 給与の改定等

(1) 給料表

行政職給料表……………標準的な昇任や昇格に対応する号給に重点的に配分して引き上げ
行政職給料表以外の給料表……行政職給料表との均衡を基本にして引き上げ

(2) 給与構造改革に伴う経過措置額の見直し

- 平成18年の給与構造改革に伴う経過措置額は、激変緩和措置として行われてきた。
- 経過措置額を除いて民間給与との較差を算出すると、職員給与が民間給与を7千円程度下回っている状況や一定期間経過したことから見直し
国の段階的見直しを参考にしつつ、本市における経過措置額を受給する職員の状況及び激変緩和措置としての機能も十分に考慮したうえで、今後できるだけ早い時期に解消

(3) 期末手当・勤勉手当

民間の支給割合とおおむね均衡しており、改定なし

勧告月数は、国と同様に、小数第2位を2捨3入・7捨8入し、0.05月単位で決定している。

(4) 実施時期等

給料表の改定については、平成23年4月1日から、給与構造改革に伴う経過措置額の見直しについては、平成24年4月1日から

4 その他の事項

(1) 給与制度の諸課題について

ア 住居手当

職員の持家に係る住居手当については、他都市、市内民間事業所の状況を注視し、引き続き検討

イ その他の手当等

(2) 人材確保・人材育成

ア 有為な人材の確保

関係部局と連携を深め、採用後の人材育成につなげていくことが必要

イ 公務員倫理の確保

より一層、職員の意識向上を図るとともに、不祥事に対しては、公正かつ厳格な対応をとることを、また、職員一人ひとりにとっては、公務員としての自覚を再度認識すること

ウ 人材育成

計画的な研修の実施、個々人の能力が最大限発揮できるような職場の環境整備

エ 女性職員の登用

女性職員の意欲向上を図り、役職者への登用をさらにすすめるなど、本市の組織全体の活性化を図ることが必要

オ 人事評価制度

評価者、被評価者双方の理解が得られる、客観的で公正性、透明性が高く、実効性のある人事評価制度を構築していく必要

(3) 仕事と生活の調和に向けた環境整備

ア 時間外勤務の縮減

計画的・効率的な業務推進 組織を挙げて時間外勤務縮減 適切な人員配置や業務分担の見直し

イ 仕事と生活の両立支援

職員の意識啓発、職場の理解促進、職場全体で支援する環境づくり等の取組を進めていくこと

ウ メンタルヘルス対策

これまで以上に啓発・教育を行うとともに、職員が円滑に職場に復帰できるよう支援を行うなど、今後ともメンタルヘルス対策に取り組む必要

(4) 高齢期における職員の雇用問題

国、他都市の動向もふまえながら、さらに検討をすすめる必要

(5) その他

【参考】1 勧告どおり給与改定が実施された場合の平均年間給与（行政職）

千円未満四捨五入

改定前の平均年間給与	改定後の平均年間給与	差
6,194,000 円	6,210,000 円	16,000 円

2 勧告に伴う所要額（試算値） 約94,000千円